

船舶事故調査報告書

平成24年12月13日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）
委員 庄 司 邦 昭
委員 根 本 美 奈

事故種類	乗船者死亡
発生日時	平成23年7月31日（日） 14時50分ごろ
発生場所	京都府亀岡市大堰川 亀岡市所在の篠村二等三角点から真方位343° 1, 120m付近 （概位 北緯35° 01.3′ 東経135° 37.0′）
事故調査の経過	平成23年8月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	ゴムボート（船名なし）、総トン数なし（船体重量約7.5kg） なし、個人所有 約3.10m×約0.70m×約0.50m、ゴム 機関なし
乗組員等に関する情報	乗船者A 男性 29歳 乗船者B 女性 30歳 乗船者C 男性 9歳
死傷者等	死亡 1人（乗船者B）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、亀岡市を流れる大堰川において、本船の所有者（以下「乗船者A」という。）ほか2人（以下「乗船者B」及び「乗船者C」という。）が乗船し、友人及び知人6人が分乗した3隻のゴムボートと共に平成23年7月31日14時30分ごろ川岸から下流の京都府左京区嵐山に向け、「ラフティング（急流を下ってスリルを楽しむレジャースポーツ）」と称する川下りを始め、パドルを漕ぎながら順番（1番目2人、2番目1人、3番目本船で3人、4番目3人がそれぞれ乗船）に川を下った。</p> <p>本船は、下流に向かう途中の通称えぼし岩付近の急流域に差し掛かった際、前方の水流が合流する場所で2番目のゴムボートが立ち往生していたところ、14時50分ごろ、本船と2番目のゴムボートとが接触して本船が転覆し、本船の乗船者3人全員が川に投げ出された。</p> <p>乗船者A及び乗船者Cは、川岸に泳ぎ着いたが、乗船者Bは、転覆場所から約35m下流に流され、流された場所の水深が約0.9mであったものの、足が川底の岩場に引っ掛かり、水流を受けて立ち上が</p>

	<p>ることができなくなった。</p> <p>乗船者Bは、乗船者A、本事故発生後に付近を通り掛かった別のカヌーの乗船者、ラフティングツアーグループの乗船者などによって水中から引き揚げられ、4番目のゴムボートの乗船者の119番通報で到着した救急車により病院に搬送された。</p> <p>乗船者Bは、搬送先の病院で死亡が確認され、死因は、溺水であると検案された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好、気温 約30℃</p> <p>海象：水温27℃</p> <p>川の水量：本事故発生場所付近の水量は、本事故当時、通常の状態であり、降雨等により増水した状態ではなかった。</p>
その他の事項	<p>本船は、カヤック型のゴムボートであった。他の3隻のうち2隻は、通常の五角形をしたゴムボートであったが、あと1隻は、船首が凹状となったゴムボートであった。パドルは、4隻分を合わせて6本あった。</p> <p>本船の浮体には、次のとおり注意書きが英語で表示されていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ INFLATE CHAMBERS IN NUMBERED SEQUENCE (番号順に空気室を膨らませること) ・ READ OWNER'S MANUAL AND FOLLOW ALL INSTRUCTIONS (所有者用マニュアルを読み、全ての指示に従うこと) ・ OBSERVE ALL LOCAL AND FEDERAL LAWS (全ての地域及び州の法律を遵守すること) ・ ALWAYS USE COAST GUARD APPROVED LIFE PRESERVERS (常に沿岸警備隊承認の救命胴衣を使用すること) ・ DO NOT OVER INFLATE (膨らませ過ぎないこと) ・ BE CAREFUL OF OFF SHORE WINDS AND CURRENTS (沖の風及び流れに注意すること) <p>本船の乗船者は、全員が救命胴衣、ラッシュガード（マリンスポーツ用の薄手のシャツ）及び水着を着用していたが、乗船者Bが川から引き揚げられた際、救命胴衣は脱げていた。</p> <p>本事故発生場所は、トロッコ亀岡駅北東方のボート乗り場の下流約1,000mであり、川幅が約25mであったが、左岸方は、岩肌が露出し、右岸方は、ボートが一時的に待避することができる場所となっており、それぞれボートで下ることができず、通常は、幅約6mの中央の急流域を下るしかなかった。</p>
分析	
乗組員等の関与	不明
船体・機関等の関与	不明
気象・海象の関与	あり

<p>判明した事項の解析</p>	<p>乗船者Bの死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、大堰川において、パドルを漕ぎながら川下り中、急流域に差し掛かった際、立ち往生していた他のゴムボートと接触したことから、本船が転覆し、乗船者が落水した可能性があると考えられる。</p> <p>乗船者Bは、本船が転覆して落水した際、足が川底の岩場に挟まり、水流を受けて立ち上がることができなかったことから、溺水した可能性があると考えられるが、本船の乗船者から情報を得ることができなかったため、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、大堰川において、パドルを漕ぎながら川下り中、急流域に差し掛かった際、立ち往生していた他のゴムボートと接触したため、本船が転覆し、乗船者Bが落水したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急流域に差し掛かる際は、前方のゴムボートと十分間隔をとり、接触を回避できるようにしておくこと。